



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *31 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (行政管理課) 1
- *32 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
(") 1
- *33 和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定め
る規則の一部を改正する規則 (") 2
- *34 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課) 3
- *35 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 5
- *36 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (") 13

規 則

和歌山県規則第31号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する ①～⑤④ 略	(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する ①～⑤④ 略 <u>⑤⑤ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に関する次のこと。</u> <u>ア 第15条第2項の規定による輸出証明書の発行(輸出証明書のうち衛生証明書の発行に限る。)</u> <u>イ 第38条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出並びに立入調査及び質問</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第32号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則(平成25年和歌山県規則第47号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1 （第 1 条、第 3 条、第 9 条関係）					別表第 1 （第 1 条、第 3 条、第 9 条関係）				
附属機関の 名称	定数	委員の 要件	任期	所管部局	附属機関の 名称	定数	委員の 要件	任期	所管部局
略					略				
和歌山県起 業家支援施 設等入居審 査委員会	5 人 以内	略	略	略	和歌山県起 業家支援施 設等入居審 査委員会	14人 以内	略	略	略
和歌山県推 奨県産品審 査委員会	8 人 以内	学識経 験を有 する者	3 年 以内	商工労働 部					
略					略				

別表第 2 （第 7 条関係）			別表第 2 （第 7 条関係）		
附属機関の 名称	部会の名称	分掌事務	附属機関の 名称	部会の名称	分掌事務
略			略		
和歌山県中 小企業事業 計画評価委 員会	略	略	和歌山県中 小企業事業 計画評価委 員会	略	略
	略	略	和歌山県起 業家支援施 設等入居審 査委員会	わかやまビ ジネススク ェア入居等 審査部会	わかやまビジネス スクェアの入居者 の選考、退去及び 入居期間更新につ いての審査に関す る事務
				和歌山県立 情報交流セ ンターSO HOブース 入居等審査 部会	和歌山県立情報交 流センターSOH Oブースの入居者 の選考及び入居期 間更新についての 審査に関する事務
略			略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条、第4条関係）				別表（第3条、第4条関係）			
名称	定数	委員 長	職務 代理 者	名称	定数	委員 長	職務 代理 者
略				略			
和歌山県地域振興部所管 公募型プロポーザル方式 等事業者選定委員会	略	略	略	和歌山県地域振興部所管 公募型プロポーザル方式 等事業者選定委員会	略	略	略
和歌山県振興局所管公募 型プロポーザル方式等事 業者選定委員会	35人 以内	地域 振興 部長	地域 政策 局長				
略				略			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（災害対策副本部長等）		（災害対策副本部長等）	
第2条 略		第2条 略	
2 略		2 略	
3 災害対策本部員（以下「本部員」という。） は、理事、知事室長、部長（危機管理部長を除く。） 、会計管理者、危機管理局長、教育長及び警察本部 長並びに本部員が必要と認める者をもって充てる。		3 災害対策本部員（以下「本部員」という。） は、知事室長、部長（危機管理部長を除く。） 、会計管理者、危機管理局長、教育長及び警察本部 長並びに本部員が必要と認める者をもって充てる。	

別表第2 総務部の部中

「行政企画
局長」を削り、

同部人事職員班の項中

「職員厚生室長」を「職員課長」に改め、「行政管理課長」を削り、

「職員厚生室員」を「職員課員」に改め、「行政管理課員」を削り、

同表企画部の部中

「(部長付)
国際担当 参事」を削り、

同部スポーツ班の項中

「スポーツ課副課長」を「スポーツ課副課長 ワールドマスターズゲームズ推進室長」に、「スポーツ課員」を「スポーツ課員 ワールドマスターズゲームズ推進室員」に改め、

同表地域振興部の部総合交通政策班の項中

「社会福祉課員 資源管理課員」を削り、

同部観光班の項中

「ジオパーク室長」及び「ジオパーク室員」を削り、

同項事務分掌の欄 5 を同欄 6 とし、同欄 4 を同欄 5 とし、同欄 3 の次に次のように加える。

4 世界遺産センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。

別表第 2 環境生活部の部環境班の項中

「廃棄物指導室長」及び「廃棄物指導室員」を削り、

同表共生社会推進部の部こども支援班の項事務分掌の欄 3 中「被災母子家庭相談・支援」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改め、同欄 6 を削り、同欄 7 を同欄 6 とし、

同表福祉保健部の部中

「健康局長」を削り、

同部（幹事班）社会福祉班の項中

「健康推進課員 国民健康保険課員」を削り、

同部医務班の項中

「医務課員」を「医務課員 健康推進課員 国民健康保険課員」に改め、

同表県土整備部の部建築住宅班の項中

「盛土対策室長」及び「盛土対策室員」を削り、

同表教育部の部（幹事班）教育総務班の項中

「教育DX推進室長」を「福利厚生室長 教育政策課長」に、「人権教育推進課長」を「人権教育推進課長 健康体育課長 高校総体推進室長」に、

「教育DX推進室員」を「福利厚生室員 教育政策課員」に、「人権教育推進課員」を「人権教育推進課員 健康体育課員 高校総体推進室員」に改め、

同部学校教育班の項中

「義務教育課長」を「特別支援教育課長
義務教育課長
夜間中学設置
準備室長」に改め、「特別支援教育室長」を削り、

「義務教育課員」を「特別支援教育課員
義務教育課員
夜間中学設置
準備室員」に改め、「特別支援教育室員」を削り、

同部文化遺産班の項中

「総務課員」を「総務課員
教育政策課員」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（昭和35年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公園事業となる施設の種類） 第 8 条 条例第 2 条第 3 号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、<u>給油施設</u> <u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電</u> <u>気を供給するための施設</u>及び昇降機 (7)～(12) 略 第21条 略 <u>（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）</u> <u>第21条の 2 条例第20条第 3 項第16号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。</u> （特別地域内の行為の許可基準） 第22条の 2 略 2・3 略 4 条例第20条第 3 項第 1 号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること	（公園事業となる施設の種類） 第 8 条 条例第 2 条第 3 号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、<u>給油施設</u> 及び昇降機 (7)～(12) 略 第21条 略 （特別地域内の行為の許可基準） 第22条の 2 略 2・3 略 4 条例第20条第 3 項第 1 号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること

、貸付けすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。第24条第1号アにおいて同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること

略

(7)～(11) 略

5～9 略

10 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 申請に係る場所が、条例第20条第3項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

(3)～(11) 略

11 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第2号、第8号及び第10号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

12 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第2号及び第8号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第10号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア～ウ 略

(3)・(4) 略

13 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおり

、貸付けすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

略

(7)～(11) 略

5～9 略

10 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2)～(10) 略

11 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

12 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア～ウ 略

(3)・(4) 略

13 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおり

とする。

(1)・(2) 略

(3) 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。

ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

14～19 略

20 条例第20条第3項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 略

ア～ウ 略

エ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(7) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(4) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(7) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 略

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エ及びオの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ 略

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エ及びオ並びに前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号オ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(5) 略

21～27 略

28 条例第20条第3項第15号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 略

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 略

29 第21条の2に規定する行為に係る許可基準は

とする。

(1)・(2) 略

14～19 略

20 条例第20条第3項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 略

ア～ウ 略

エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するものにあつては、表示面)が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと

カ 略

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ 略

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 略

(5) 略

21～27 略

28 条例第20条第3項第15号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 略

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 略

、次のいずれかとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
 (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

30・31 略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第23条 条例第20条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)～(3) 略
 (4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）。
 (5)～(11)の2 略
 (11)の3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
 (11)の4～(11)の6 略
 (11)の7 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）すること。
 (11)の8 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。
 (11)の9 既存の電線等に付帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。
 (11)の10 変圧器その他の電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。
 (11)の11 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。
 (11)の12 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

29・30 略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第23条 条例第20条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)～(3) 略
 (4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
 (5)～(11)の2 略
 (11)の3 巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
 (11)の4～(11)の6 略
 (11)の7 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。
 (11)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で貼り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。
 (11)の9 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
 (11)の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
 (11)の11 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
 (11)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

- (11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。
- (11)の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色及び形態であるものに限る。）を設置すること。
- (11)の15 県が、県立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該県立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- (12) 略
- (13) 自家用のために木竹（条例第20条第3項第10号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
- (13)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。
- (13)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。
- (14)・(15) 略
- (16) 森林の保育のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- (16)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。
- (16)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。
- (17) 略
- (17)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。
- (17)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。
- (17)の4 略
- (17)の5 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。
- (17)の6～(17)の13 略
- (17)の14 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (17)の15 略
- (17)の16 削除
- (17)の17～(23)の11 略
- (24) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること（正当な理由がなくて行う場合を除く。）。

- (11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。
- (12) 略
- (13) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
- (14)・(15) 略
- (16) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- (17) 略
- (17)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- (17)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- (17)の4 略
- (17)の5 自家用のために木竹を損傷すること。
- (17)の6～(17)の13 略
- (17)の14 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (17)の15 略
- (17)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (17)の17～(23)の11 略
- (24) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

(25)・(26) 略

(27) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(27)の 2 略

(27)の 3 削除

(27)の 4 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(27)の 5～(27)の 14 略

(27)の 15 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の 16 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(27)の 16の 2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(27)の 16の 3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(27)の 16の 4 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

(27)の 17 農業を営むために条例第20条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

(27)の 18～(27)の 22 略

(27)の 23 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の 24 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(27)の 25 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第20条第3項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

(27)の 26 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

(27)の 27 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

(25)・(26) 略

(27) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

(27)の 2 略

(27)の 3 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(27)の 4 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(27)の 5～(27)の 14 略

(27)の 15 宅地内にある植物で、条例第20条第3項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(27)の 16 認定保護増殖事業等の実施のために条例第20条第3項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の 17 農業を営むために条例第20条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（条例第20条第3項第11号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

(27)の 18～(27)の 22 略

(27)の 23 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の 24 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の 25 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(27)の 26 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(27)の 27 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項

- ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
- イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- (27) の28 家畜を係留放牧すること（条例第20条第3項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- (28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

- (27) の28 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (27) の29 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
- (27) の30 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (27) の31 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第20条第3項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（条例第20条第3項第13号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。
- (27) の32 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。
- (27) の33 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
- (28) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- (29) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
- (29) の2 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。
- ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
- イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- (29) の3 家畜を係留放牧すること（条例第20条第3項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。
- (29) の4 都市公園法（昭和31年法律第79号）第

(29)～(29)の 9 略

(29)の10 公園管理団体が行う条例第34条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(29)の11 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の12 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の15 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)の16 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(30)・(31) 略

(32) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(33)～(35) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)
第26条 条例第22条第7項第4号に規定する知事

2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(29)の 5～(29)の13 略

(30)・(31) 略

(32) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(33)～(35) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)
第26条 条例第22条第7項第3号に規定する知事

が定める行為は、次の各号に掲げるものとする ○(1) 第23条第 1 号から第11号の15まで、第20号から第23号まで、第24号から第27号の 4 まで、第28号、第29号又は第29号の10から第29号の16までに掲げる行為 (2) 略 (3) 地表から 1 メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が 1 平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が 5 平方メートル以下の場合に限る。）。 (4)～(14) 略 (15)～(17) 略 (18) 第24条第 1 号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為	が定める行為は、次の各号に掲げるものとする ○(1) 第23条第 1 号から第11号の13まで、第20号から第27号の 4 まで、第29号の 4 又は第29号の 5 に掲げる行為 (2) 略 (3)～(13) 略 (14) 第24条第 1 号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。 (15)～(17) 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の和歌山県立自然公園条例施行規則（次項及び附則第4項において「新規則」という。）第22条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第3項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。次項において「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、新規則第23条第32号の規定を適用する。
- 4 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、新規則第23条第32号の規定を適用する。

和歌山県規則第36号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則（昭和49年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(特別地区内の行為の許可基準)

第13条 条例第14条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工作物を新築すること。

ア・イ 略

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)～(キ) 略

(ク) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ケ)～(ニ) 略

エ・オ 略

(2)～(13) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第15条 条例第14条第8項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～エ 略

オ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港区域とみなされた施設であって条例第14条第4項の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ～フ 略

(2)～(9) 略

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水することであって次に掲げるもの

ア～カ 略

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 略

(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち、知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア～キ 略

ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を

(特別地区内の行為の許可基準)

第13条 条例第14条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工作物を新築すること。

ア・イ 略

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)～(キ) 略

(ク) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ケ)～(ニ) 略

エ・オ 略

(2)～(13) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第15条 条例第14条第8項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～エ 略

オ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港区域とみなされた施設であって条例第14条第4項の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

カ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ～フ 略

(2)～(9) 略

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水することであって次に掲げるもの

ア～カ 略

キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 略

(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち、知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア～キ 略

ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

営むために動力船を使用すること。
ケ 略
(12)・(13) 略

ケ 略
(12)・(13) 略

別記第6号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条第1号ウ(ク)並びに第15条第1号オ及びカ並びに第10号キの改正規定 公布の日

(2) 第15条第11号クの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和7年4月1日

(3) 別記第6号様式の改正規定及び附則第4項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律(令和5年法律第24号。次項において「改正法」という。)附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法(昭和24年法律第187号)第21条第1項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の和歌山県自然環境保全条例施行規則(次項において「新規則」という。)第15条第11号クの規定を適用する。

3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定(改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、新規則第15条第11号クの規定を適用する。

4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。